

内閣参質一八〇第六四号

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 岡田 克也

参議院議長 平田 健二 殿

参議院議員衛藤晟一君提出独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衛藤晟一君提出独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十三年版高齢社会白書では、「孤立死（孤独死）」について、「誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置される」場合として記述しているが、孤立死については明確な定義がないこと等から、お尋ねの数及び比率について、現時点では把握しておらず、お答えすることは困難である。

今後、孤立死の問題に関して必要な施策を検討する中で、孤立死の実態把握の方法等についても調査研究を進めていきたい。

三について

一人暮らしの高齢者等の孤立死を防止するためには、支援を必要とする高齢者等の状況を地方公共団体が適切に把握し、必要な支援が行われることが重要である。

そのため、政府としては、地方公共団体に対して、地方公共団体の福祉部局と電気事業者、ガス事業者等との連携の強化等を要請するとともに、地域福祉等推進特別支援事業等の実施により、地域での高齢者等に対する見守り活動や民生委員及び児童委員等の関係機関の連携等を支援し、先進的な取組を地方公共

団体等に対して広く情報提供しているところであり、今後とも、これらの取組を進めていきたい。